

すが、要するにエコファームに持っていけば費用がかかるんですよ、3,000幾らという、トン当たりね。紙にできるとすれば、ゼロゼロで処理してくれるかどうかですが、何かそういう検討する必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、環境宣言もしているわけだし、環境に一番優しい方法で処理する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小関勝助委員長 松本弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、本年度の当初予算編成の段階で、先ほど教育長が答弁いたしましたように420万円ほどの要求額をいただいたところでございます。財政課といたしましては、常々それぞれの事務事業に対しまして限られた財源を効率的に配分しなければならないというふうに考えているところでございます。ただ、今回の長井小学校の施設管理に係る要求については、1校舎の屋根の修繕で700万円ほど、それから体育館の屋根の修繕で350万円ほどということで、臨時的に結構な金額の要求をいただいたところだったものですから、やむを得ずこの部分についてはゼロ査定をした経過がございます。

基本的に各年度の当初予算要求に当たっては、それぞれの担当課の方で予算編成方針、その編成方針がマイナスシーリングであっても、それぞれの担当課の方でそれぞれの事務事業の優先順位を勘案しながら要求に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。それらを吟味して財政課の方でも査定に臨ませていただきたいと考えているところでございます。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 まず早く対応をするようお願いをして終わりたいと思います。

○小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号11

番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 私は、長井市が安心して暮らすことができるまちとなるように願いながら総括質疑を行います。今回は、行政が展開をするサービスを受ける市民の立場で通告しております2点について率直にお伺いをいたします。ぜひ、わかりやすく、かつ明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、介護保険制度の改正についてです。

本定例会に先ほど福祉事務所長から提案説明がありましたが、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、上程をされております。この介護保険制度そのものは平成12年度から施行されておまして、本年は6年目に入っているわけです。さきの国会で改正が行われたということはご案内のとおりです。この改正を受けた形で、今回かなり大幅な補正予算が上程をされているわけです。しかし、率直に言ってなかなか理解できないということも多くありますし、同時に、考え方をどう整理したらいいかわからないというのもあります。私。

そこで、ぜひ、ことし10月1日から施行されるもの、それから来年4月1日から施行されるもの、分けられているわけですが、今回は10月1日からの分でこの補正というふうになるわけですが、それらの制度改正の主な内容と、同時にその改正の背景。これらについては多分、国、県から説明を受けておられると思いますから、それらはどういったものなのかについて少し具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。福祉事務所長、お願いします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま高橋委員から2点についてご質問ありましたので、まず1点目からご説明いたしたいと思えます。

高橋委員を含めて皆さんに議長の許可を得ま

して参考となるペーパーを配らせていただいております。裏表のものでございますが、これに基づきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、介護保険制度の変更点でございますが、1番の概況は後で2点目の中でお答えするということにしまして、2番目の「介護保険制度が変わります」ということで、今回改正が大幅にありまして、その中でも5点について要約して説明させていただきます。

1点目は新予防給付ということですが、これは軽度な要介護者の方を対象に行われるもので、こちらの方は平成18年4月からの改正の内容となっております。大きなところでは介護給付の変更ということで、これまで要支援から要介護1、それから要介護5までというふうな区分でございましたが、これが平成18年4月から要介護1が要支援2と要介護1に分かれまして、改正後は要支援1、要支援2、それから要介護1から5まではこれまでと同じように介護給付を受けていくということでございます。要支援1と要支援2はどうなるのかということ、新予防給付ということで、デイサービスなどで筋力向上とか栄養改善、口腔機能の向上などの指導が加わる予定となっております。

二つ目の大きな点として、②にあります地域密着型サービスが始まります。こちらの方も平成18年4月からということで、住みなれた地域での生活を支えるために身近な生活圏域での介護サービスを提供するというところでございます。裏の方を見ていただきたいと思います。その地域密着型の中で小規模多機能居宅介護というのが考えられております。身近なところで通いを中心としまして、時々泊まれる、訪問と組み合わせたような提供を行って、在宅の生活を支援するというものでございます。

大きな3番目ですが、地域包括支援センターが新設されると。これも平成18年4月か

らでございます。内容については、中立的な立場でもちまして、地域の総合的な相談・支援、特に権利擁護事業、それから予防介護マネジメント、新予防給付の方のマネジメントをこちらで行うというふうな改正であります。

4番目が、これが今回の補正で関係しております改正でございますが、ことしの10月から改正される施設給付の見直し。施設のサービス利用者、ショートを含む施設でございます。老健施設、特老施設、療養型施設、この3施設とここにショートで利用している方の居住費と食費、それからデイサービスの食費が全額自己負担ということで、居住費と食費は先ほどいわゆるホテルコストということで縮めて説明させていただきましたが、こちらの方が自己負担となるということですが、ただし、低所得者に対しては補正にあったとおりに負担の軽減が図られる予定でございます。

具体的にはどうかというと、居住費の方が、この表が五つほどありますが、長井市では寿泉荘、それから慈光園、リバーヒルともに多床室というふうなことになっておりますので一番下の方が長井市では該当になっておまして、ゼロ円から320円までの負担、それから食費については300円から所得によりまして1,380円というふうな負担をしていただくというふうな改正内容でございます。

最後の5番目の改正の大きな点でございますが、保険料についても、65歳以上の方、第1号被保険者でございますが、こちらの方についての保険料の決まり方が変わるということでございます。下の表で現在の、下から2番目に第2段階、2,315人ほど現在対象者がいらっしゃいますが、こちらの方の第2段階が二つに分かれるということで、世帯員全員が市民税非課税というのは同じなんです。本人の収入が80万円以下の方が新第2段階と。それから80万円を超える方が新第3段階ということで、これまでの

第3段階以上の人が第4段階、第5段階、第6段階というふうになっておりますが、第5段階、第6段階については、所得の基準額については長井市で決定するというふうなことも変わっているところがございます。

それから、二つ目の今回の改正の背景は何かというふうなご質問でございますが、再度、表の方の1の長井市介護保険の概況をごらんいただきたいと思っております。

要支援・要介護認定者は5年間で1.5倍と。サービスの利用についても毎年10%以上の伸びを示しているということで、このような表のとおりでございますが、これは長井市だけでなく全国的な流れとなっております。そのためこの介護保険制度自体が維持できるかどうかというふうなことで国でも危機感を持ちまして、それでもちまして、このふえ続けます介護保険料を抑制しまして維持可能な介護保険制度とするための改正だということを説明を受けているところでございます。以上であります。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。なかなかこういうふうに説明されてもちょっとわからないもので、後で具体的にお伺いをしたいと思います。

今回のこの改正というのは、私は介護保険制度そのものの根幹にかかわる部分も含めた改正ではないかというふうにとらえているわけです。申し上げましたように、平成12年度にスタートしたこの介護保険制度、介護の社会化ということを中心に置きながら展開をされてきたということになるわけですが、しかし、発足当初からいろいろ言われてきたことも事実なわけです。例えば保険はあるけれども介護は本当にあるかというふうなことでいえば、保険料を納めてもあまねく給付が行き渡るのかということ、あるいは、自治体ごとで保険料あるいは給付額が異なるということではいいのかという疑問や、あ

るいは、1割負担ということがあるわけですが、実質的にこれを負担できるのかということ、さらには、これはやはり保険料という制度ではなくて、全額やはり税金、国庫負担で賄うべきではないかなどなど言われてきたわけです。

これらのことが言われながらも、しかし6年目を迎えたわけですが、私は、それなりにこの制度で救われている人、これはやはり多いと感じます。同時に、先ほど言われたように何年か経過するごとに利用者がふえているというふうなこと、これはそれなりのサービス体制が整ってきた、整備をされてきたというふうなこともあると思いますが、そういうことを見れば定着が図られつつあるというふうに感じているわけです。

しかしこういう中で、これは昔の措置とは違って契約というふうなことになってそれなりの普及が図られてきたわけですが、維持をするためにということという改正ということだけでは、どうもぴんとこないんですね。先ほど申し上げたような、例えば負担は、6年前はですよ、スタートするときは負担はこれくらいですよというふうに言うておきながら、6年目に入ったらドーンとこう上がるわけですが、こういうのは、ほかに目指しているものがあって、そして今回の改正はその第1段階だというふうになるのかどうなのか、その辺はいかがですか、福祉事務所長。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 今回の改正については、あくまで18年から21年までの3年間の方向性を出しているというふうに見ております。その後についてはまた見直しは、介護保険については3年ごとの見直しとなっておりますので、3年間はこれで、18年から、18、19、20、21年までの3年間の方向だというふうにとらえているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 それはわかりました。私、今回のこの改正……、その前に、3年間の方向性と言われましたけれども、これは私は少し、いい面はもちろんあるわけですけれども、乱暴なところもあるなどというふうに感じています。それは後ほど伺います。

今回のこの改正というのは、10月1日からは言われているようにまさに利用者の個人負担の増加ですね。このことが一つ大きくあるわけです。来年4月1日からは、従来言われてきた施設型、施設を中心とした介護から在宅型への移行をねらったもの。当面はこのことはストレートに言わないまでも地域密着型というこの表現をしてきているものというふうに感じますが、福祉事務所長はどういうふうにとらえておられますか、お聞かせいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 今回の改正につきましては、重度の方を中心にしまして介護施設を利用していただき、軽度の方については可能な限り在宅で過ごしていただくことを目的にしたものでございます。例えば国の方針であります、重度の方、要介護4・5の方が主になりますが、それが介護3施設を利用する。介護3施設は、先ほど申しましたとおりに特老、老健、療養型のこの3施設を利用する人の割合につきまして平成26年度には70%にするという国の数値目標まで出して、重度の方に特に施設に入っただけで、軽度の方はできるだけ在宅で過ごしていただきたいというふうな考え方でおります。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 要介護度によって高い方の人を施設に入れたいと、言いかえれば。比較的軽い人は、要介護1を二つに分けて支援2にしてという、その部分はできるだけ在宅でというふうなお答えだったと思いますが、そのとおりだと思います。

しかし、ちょっとここで言うておきますけれども、当初から言われてきたように、介護施設にとっては、要介護4とか5とかいわば介護が大変な人たちばかりを受け入れるというのであれば、かなり経営は大変だというふうに言われてきたわけです。そこら辺はどう斟酌されているんでしょうかね。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま高橋委員のご質問で、重度の方の介護が大変で経営も大変じゃないかというふうなご質問でございますが、重度の方については段階をつけて、介護1の方とは違って5の方は、段階的に5までつけて保険料を、給付費の方を高く設定してお支払いしているということに対応させていただいているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そこは確かにそうです。確かにそうですよ。介護度が高くなればなるほどお金がかかるんです。けれども、施設にとってみればそれだけの陣容、スタッフをそろえるのはやはり大変なわけです。そういうところでこれではペイしないというふうに当初から言われてきて、現実的には現在もその矛盾は解消されていないということなわけです。そこはぜひこれから検討していただきたいと思います。

少し具体的に伺いますが、長井市の福祉という報告書をいただいておりますけれども、それによりますと、この間、要支援、それから要介護認定者というのは先ほどいただいたこの中身でいうようにふえています。平成14年度で1,172名であったのが平成16年度末では1,429人というふうになっておりまして、年々増加をしております。さらに、そのうち施設介護サービス受給者、これは平成17年3月末現在で介護老人福祉施設、これは慈光園と寿泉荘、これは162名。ほかにもあるわけですが、長井市内ではそうです。それから介護老人保健施設、これ

は長井でいえばバーヒル長井ということになります。ほかにも近隣のところで134名。介護療養型医療施設、これは川西の湖山病院などが19名。合計315名の人が利用しているというふうになっているようです。

そこで伺いたいわけですが、今回の改正でこの三つの施設、これ多分医療は含まれないのかなと思います。それぞれの施設で介護受給者がいるわけですが、この全員に今回の負担が上乗せをされるということになりますか。その際の負担増の額は全体でどの程度というふうに計算されておられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。多分、議案第67号の基礎数字になるところだと思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま全員の方が負担増になるかというご質問でございますが、新第3段階以上の方については負担がふえるというふうに見ております。ただし、これまでの第2段階の方が新第2段階になれば負担が減るというふうに見ております。それらのことも含めまして、本来は、一律に負担を求めた場合8,000万円ほど、ことしの10月から2月まで、3月については4月請求になりますので、10月から2月までの5カ月間で8,000万円の負担増となるところでございますが、うち3,000万円ほどを低所得者対策として支出をするということプラスマイナスすれば、全体で5,000万円ほどの、1カ月1,000万円ほどの負担が3段階以上の方をお願いをしていくというふうにとらえているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 5カ月です。1年なれば、これからのわけですが、それなりの負担額も出てくるということになる。これはいっぱいいるからいいみたいに聞こえますけれども、しかし実際は大変な負担だと私は感じています。

これは福祉事務所長からいただきました資料によりますと、要介護3の人で標準負担額がどうかという比較がございます。介護老人保健施設に入所をされている人の現行の負担額については、一つは介護保険利用者負担が、これは1割分ですけれども、2万4,540円というふうになっておまして、食事代の負担、これは1日780円掛ける30日ということで2万3,400円。そして日常生活費として5,000円。合計で5万2,940円というふうになっているわけですが、では今回の改正でどうなるかというふうになりますと、介護保険利用者負担額については2万4,000円。新たに居住費というのが出てきまして、これが9,600円。食事代は、これも全額負担になりますから4万1,400円。日常生活費5,000円として、合計8万円だと。月額で2万7,060円の負担増というふうになるというふうにされています。

介護老人保健施設の場合は、これも負担増の額は同じなのですが、現行では介護保険利用者負担額というのが2万7,630円、それから食事代は2万3,400円、日常生活費5,000円で、大体合計5万6,030円というのが現行なわけですね。これが改正によりますと、居住費と食事代の部分、介護保険利用者負担額というのが若干減りますが、それでも8万3,090円というふうに試算をされているわけです。

単純に考えれば、このような負担というのは介護保険発足当初はなかったものなわけですね。いわば、今現在ですよ、施設介護を利用をしている人及びその家族にとっては想定外の負担というふうになるものだと思います。心配するのは、こういうふうに月額2万7,000円とかという負担増に耐え切れるのか、耐え切れない人が出てきはしないかというところがうんと心配なわけですね。仮に、今まででもぎりぎり、例えば5万幾らを払っていましたが、しかしこれ以上の負担は大変だというふうになった場合は、そ

の受給者はどうなりますか。その家族はどうなりますか。施設から出るといふに言われるのですか。新たな契約はしないということになるのでしょうか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいま高橋委員から標準の方の負担額について、私先ほど申し上げましたとおりに、第3段階以上の方が負担増になるということのお話でありました。新第2段階、第1段階の方についてはもっと下がるというふうに、負担が下がる方もいらっしゃるということもございますが、今ご質問いただいた内容について、福祉事務所の方では三つの順番で本当に大変になった方についてどうするかということを考えているところでございます。

1番から3番までの順番で対応するという考えでございますが、1番目としては、まず社会福祉法人より減免、半額減免でございます。この減額分については法人が半分負担して、県と市が4分の1ずつを負担するものでございます。それから二つ目は、いわゆる境界層と申しておりますが、生活保護とのちょうどボーダーラインにある方については境界層の方というふうな呼び方をしておりますが、生活保護を受けることのないように負担分にはついて引き下げることによってでございます。その引き下げ分につきましては介護保険の給付費から支出するものでございます。最終手段、3番目でございますが、生活保護の対象として考えているところでございます。これによりまして、1番から3番の順序によりまして、ご指摘いただいた退去することのないように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 わかりました。

それで、その話、実は前にそういう話をされたんですが、私どうしても理解できないのは、今回のこの補正予算を見てみると、まず月でい

うとおおよそ1,000万円ですよ。5カ月間でいうと5,000万円というのは負担増になるわけですよ。それは、今言われた1から3までの対応策はあるというふうになるわけですが、実際負担をしなければならなくなるわけですよ。これはできる人はいいんですけども、その際、例えば10月1日からですから、恐らく各施設、当該の施設ではいろんなことをやられると思うんですね。説明をしなければならぬし、新たな契約を結ばなければならないということになるわけですが、その辺の話は具体的にどういふふうに各施設では進んでいるんですか。当該の今介護施設を利用されている方々及びその家族に対しては、どういう対応をされているんですか。こういう話もきちとなされているというふうに理解していいのでしょうか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

ただいまの10月からの改正点については、まず事業者につきましては、サービス事業者会議を開催しまして説明しているところでございます。7月29日に開きまして、すべての事業者に出席いただきまして説明をしたところでございます。その後、県、これもまだ途中、現在の変更点のおおまかなところの説明でございました。その後また若干の変更がありまして、それについては県庁の方ですべての事業者を集めて説明を実施していただいたところでございます。

それから、個々の施設利用者に対しての周知はなっているかというご質問でございますが、こちらの方は文書の方で差し上げて、また、ケアマネジャーの方からも詳しく説明いただいているところでありますし、負担が軽減になる方と見込まれる方についても文書を差し上げて申請をいただいているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 いや、そういうものだと思います。そして私は、福祉事務所長の先ほ

どの説明ですと、要するに負担に耐え切れなくて退所しなければならないという例はまずないというふうに踏んでいっちゃると、こういう段階的に措置をするからというお話でしたが、仮に、だけれどもこれは発生するかどうかかわからないわけですね。そういった場合は、その対応窓口というのはその人がまずお願いしているケアマネということになるんですか。あるいは、市で市内の対象者に仮にそういう事態が起きた場合は対応する窓口はどこというふうに決めておられますか。その辺の対応についてお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

対応については、やはり一番内容をわかっているのはケアマネジャーでございますので、サービス利用者についてもケアマネジャーを信頼しているいろいろ情報を聞いたり相談したりしますので、まずケアマネジャーを通していただいて市の福祉事務所の長寿介護係の方で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 ここは私大事なところだと思います。言われているように、福祉事務所で想定をしているこの対応策、これで全く問題なしというふうにはならないかもしれない。その際の対応については、これはぜひ私は遺漏のないようにしていただきたいなというふうに思っていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

続いて、さらに具体的にお伺いをしますが、今回この受給者の負担増、二つあるわけです。まず、居住費について考え方を伺いたしたいと思います。これは、先ほど説明をいただきましたけれども、これは当初の介護保険制度の中にはなかったもの、新たに設定をされたというふうに私は理解をしているわけです。ホテルコストと

いう言い方をしているわけですが、なぜこの住居費というのがポーンと出てきたんでしょうかね。今まではいただいた資料を見るとどこにも含まれていなくて、その上の部分というふうになるわけですが、これは、国、県はなぜこれを導入するのかというふうな説明があったと思いますけれども、それについてわかりやすくお聞かせをいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

持続可能な制度を目指して国の考えたことは、グループホームの負担額がちょうど10月改正後の負担額とほぼ同じ額になるということで、先ほど高橋委員が私どもから提供させていただいた資料の1枚目の方の……

(「これ」と呼ぶ者あり)

○宇津木正紀福祉事務所長 老人保健施設の方で特老の方が5万2,940円というような資料でございます。その資料の中の一番上になります。今手元のやつ、その表の一番下ですね。そこにグループホームの例というふうに記載してございます。そちらの方、市内のグループホームの負担額が現在6万8,970円から8万9,970円というふうな、これはもう既にホテルコストをいただいている。住居費が6,000円から2万4,000円、食材料費が2万7,000円から2万8,500円、光熱水費が9,000円から1万500円というふうなところで、現在、同じ介護保険制度でもグループホームの場合はホテルコストを徴収、介護保険から外しているというふうなことに準じて、今回の3施設のホテルコストについても介護保険から外して、介護保険の制度を維持するべくこのような改正をしたものというふうに思われます。その結果、グループホームの負担額と特老と老健の負担額がほぼ並んできたというふうに見ているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 国はそういうふう

明をしているということですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 国の説明は、先ほど申しましたとおりに持続可能な制度というふうな説明しかいただいておりますので、結果的にはグループホームと同じような形態に持ってきているものですから、そうしたのであろうということで私どもは見ているところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 これちょっとなかなか理解できないんですけども、確かにいただきましたその資料によりますと、やっと思つきました、現行のグループホームの例で、例えばさくらの家1号館は居住費6,000円、さくらの家2号館は1万8,000円、リバーヒル、これはあやとりとくさぶえですね、これが2万4,000円だというふうになっているんです。これに合わせるじゃないけれども、大体そういうレベルに並べるのだというふうなお話でした。

しかし、私本当にそうでいいのかなというところが疑問なわけです。私一番疑問なのは、特別養護老人ホームあるいは養護老人ホームに契約や措置で入荘するということになると、住民登録はそこに持っていくわけですね、全部。いわば特別養護老人ホーム、寿泉荘や慈光園の場合だとそこが自宅なわけですよ。ほとんどの人の場合はそこはついの住みかなんですね。そこで居住費を払うと。じゃあ家賃ということになるのかなというふうに思うわけですけども、しかし自宅はそれはなじむのかとなると、私ちょっとその辺解せないんです。

もう一つ、英語でいうとホテルコストというわけですけども、ホテルコストというのは、自宅があってどこかへ行って泊まった場合は払うというふうなの、私の単純な頭の中ではですよ、そういう考えをとるわけです。だとするならば、住民登録を伴わない中間施設であるとか

あるいはグループホームだとか、そういうところはなじむかもしれないけれども、実際住民登録をしているところで居住費を負担をしなければならないという考え方は、どういうふうに私整理したらいいのかなというのは、ちょっと整理できないんです。ここはちょっとわかりやすく説明いただけませんか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 高橋委員がご理解いただくにはちょっと私も自信ないんですが、やはりそこで生活しているということですので、そこでかかる食費と、建設して償還したときに日割り計算して何ぼかというふうな部屋を使っているわけですから、それは実際にかかっていると。電気代もかかると。水道代もかかると。それを介護保険の本来の介護するところから外していくべきだと国では今回考えたということなものですから、そこらご理解いただかないとちょっとこれ以上の説明というのは私の方からは難しいんですが。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 申しわけないんですけども、ちょっとレベル低くて申しわけないんですが、ここは私もある人に聞かれたんです、実は。そして答えられなかったんです。んっと詰まってしまって、「いや家賃みたいなもんだぞで」と簡単に言ってしまったので後で後悔しているわけですが、ここはきちっとやはり説明できるようにならなきゃならないなということであえて聞いているわけです。

これとっても、何ていうかな、「あ、ほだかもしんねえ」と思う反面、はっとするときあるわけです。自宅であるはずのところでは居住費払うということと、じゃあ在宅の場合はその分は逆に給付を受けられるんだらうかとか考えてしまうと、考えてしまうほどわからなくなってしまって質問しているんです。そこはちょっとわかりやすいように、午後からでいいですから整

理をして答弁をいただきたいというふうに思います。

あわせて、この部分は新しく出てきたところなんです、これは使い道、これこういうふう
に限定をなさいますよというふうなものなどは決ま
まっているのですか。単純に言うと、100人の
施設であれば9,600円、これ単純にいけません
よ、けれどもまず月大体96万円、年間でいえ
ば1,000万円近く、1,000万円以上のお金が施
設に入るわけです。単純に考えるとだよ。それ
は、その部分はこういうふうなものに使いな
さいという指導とかというものはあるのですか。
そのことも含めて午後からお願いします。

○小関勝助委員長 ここで昼食のため暫時休憩
いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○小関勝助委員長 休憩前に復し午前に引き続き
会議を再開いたします。

宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 午前中、高橋委員に
お尋ねいただきました2点についてお答え申し
上げます。

1点目のホテルコストをなぜ施設の方からも
徴収するのかというご質問ですが、国の
基本的な考え方としては、在宅と施設間の利
用者負担の不均衡是正の観点から、介護保険に
おける介護給付は介護に要する費用に重点化す
ることとするという国の大きな見直しの基本的
な考え方がございます。

さらに、在宅で介護をしていけば当然かかる
はずの住居費用や食費を介護保険で負担するの
は、在宅と比べたときに公正を欠くというこ
とで導入された。実際にどうかというと、長井
市の場合であります、要介護3から5の方の

介護サービス費を比較しますと、在宅の方が1
カ月15万4,000円です。施設サービスの方が1
カ月で32万円ということで、実際2倍の格差が
あるということで現実的に給付に対する不公正
感があるということで、これを是正するために
このたびの改正になったというふうに国の方
では決めたものでございます。

さらに、2点目のどう使うかというふうなこ
とであります、市の指導はあるのかというこ
とでございしますが、現在のところ国からのまだ
細かい点来ていない状況で、市の指導につい
てはまだ方針は立てていない状況ですが、ただ、
申し上げたいのは、光熱水費320円で1カ月
9,600円になります。大体31日あったとしても、
ならして多くても1万円と。これは何に基づい
ているかということ、2003年の家計調査の結果、
高齢者1人の月の支出額は平均9,490円である
こと。もう1点は、介護3施設における居住費
用、平成14年3月の経営実態調査でございま
すが、こちらの方、特老施設で1万3,537円、老
健施設で1万4,948円、介護療養型医療施設で
1万5,238円というふうな資料に基づいて、国
ではこの1日320円という額を決定したとい
うことを資料としていただいておりますので、実
際施設でいただく光熱水費は、そのまま必要額、
所要額ではないかというふうに国の方では見て
いるということでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 その今言われた中身
について、後で資料としていただきたいと思
います。

じゃあ居住費というのは名目で、これは光熱
水費だということですね。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 先ほどもご説明した
とおり、皆さんにお渡しした資料の中をごらん
いただきたいんですが、表-2介護保険施設利
用者の居住費・食費基準費用額ですが、一番下

が住居費320円とあります。この金額については、ユニット型からほかのものについては減価償却費を含めた額、光熱水費プラス減価償却費を見込んだ額ということで、このような1,970円から1,150円ということですが、多床室の320円の場合は純粋な光熱水費だけの負担ということになります。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 先ほどの説明ではグループホームとの整合性を図ると、均衡を図るといふにおっしゃっているわけですが、その資料を見てみれば家賃と光熱水費と分けているんですね。だとすると、今回はこの光熱水費で、現実的には家賃というふうなところについて、家賃というのはおかしな話ですが、これは含まれないというふうになれば、これからこれは新たな問題として発生するのではないかというふうなこと。

さらに、例えばほかの、これは今度措置ですが、養護老人ホームの場合は家賃なんてないわけですね。光熱水費用の負担なんてないわけですね。そういったところとの整合性はこれからじゃあどうなるのかというふうなところであるとか、あるいは、ほとんど特別養護老人ホームの場合ですと国なり県の公費負担で建設をされていて、それらにこういう当てはめ方というのはなじむのかというふうなことであるとか、申し上げたような住民登録を異動しなければならないということとの関連でいえば、じゃあしなくともいいというふうになっていくのかなど、これらについては私はちょっと理解できないんです。

一たん福祉事務所の方でそれなりのところに照会をしていただいて、後ほど文章で答えていただいてそれを示していただきたいと思いがいかですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 ただいまご質問あり

ました養護老人ホームとの均衡以下については、後で私の方で調べて高橋委員にご回答したいというふうに思いますが、今のところ国から示されたところというのは資料としてはないわけですので、県の方に照会して資料を収集等したいというふうに思っています。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 それでもう一つお聞きしたいんですが、これは住居費ということだったので、私は単純に家賃ということになるのかなというふうに考えました。

そこで、例えば長井市に該当する二つの施設、寿泉荘と慈光園があるわけですが、実質的に違いがあるわけです。これはこの前福祉事務所長からお伺いしましたが、今の特別養護老人ホームへの入所待機者数というのは慈光園が161名で寿泉荘が70名ということだそうです。何で慈光園が希望が多いかというふうになりますと、これは申し上げるまでもなくやはり施設の関係です。古いし、やはり小ぎれいなところではないのですね、寿泉荘は。ご案内のとおり昭和40年代建設ですから、県内でも古い方、県立の特別養護老人ホームでは。そうではなくて比較的新しいところで介護を受けたいというふうなことなどもあって、こういうふうになっているんだというふうに思うんです。

私の疑問は、介護保険制度発足のときもそうですけれども、そういうふうな違い、施設上の違い、老朽化といいますかね、という違いがあるにもかかわらず、だけれども要介護認定の度合いによってそれぞれの負担額というかそれは同じなわけですね。今回1日320円というふうに言われているわけですが、しかしそういうふうな新たなものを徴収するということになれば、そこには必然的に差があつていいのではないかというふうに思うわけです。快適度からいって違えば違うわけですね。ご案内のとおり寿泉荘は6人部屋、8人部屋です。今の国や県

が目指している個室などというところでは相当開きがあって、まず大変なわけですね。そういうことというのは斟酌されないのかということ、は疑問なわけですが、そこはどういうふうに整理したらいいんですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 やはり施設によってランクづけするのは難しいために、今回の統一的な多床室ということで同じような金額に現在しているというふうなことにしたというふうに思っております。ただ、国の方でもやはり尊厳ある介護ということで、その辺も入所者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した介護を行うために、やはり個室化、ユニットケア化を国の方でも導入を進めようとしております。数値的に、今回の改正を含めて平成26年度までに個室化、ユニットケア化を70%まで進めていく施策が示されております。やはり国でも個室化、ユニットケア化ということを重点的に進めていきたいというふうなことでございますが、現在のところは同一の金額に設定されているというところであります。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そこも私は理解できないところの一つです。

これは市長に伺いますけれども、今のことは関連もしますけれども、現実的に、特別養護老人ホームであるとかあるいは中間施設であるとかというのは建てられた年代によって違いがあるわけです。現状、寿泉荘の場合はかなりやはり老朽化が進んでおりまして、私も見てみて、いや大変だなというふうに思います。介護保険を進める以上、ある程度施設整備というところについては、私はそれこそ均衡化を図るという意味では改築など含めた対応が必要なんだというふうに思っているわけですが、これはけれども県立ですから直接市がやるわけではないわけです。しかし、いつまでもあのままにしてお

けないということは、これは、多分敬老会などでも行われていると思いますからご存じだと思いますが、そういったところでは、やはり県、国、そして設置している市町村でいえば当該の自治体は長井市というふうになるわけですが、働きかけやあるいはそういう努力ですね、そういったところが本当にもう求められているというふうに私は思いますけれども、そこについての見解をお聞かせいただけませんか。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 お答えをします。

入所者一人一人の個性ですね、それから生活のリズム、こういったものを尊重した介護を行いたいというのがこれからの一つの方向性だろうと思います。学生なんかはもう個室のアパートでなければだめなわけですから。大学の寮なんていうのも、私たちのときは5人でありましたけれども、今は個室でなければとても入らない、それでも入らないというようなことで、個室化、あるいはさらに、ユニットというんですが、シャワーぐらいまで浴びられるような、というようなのをこれからやらなければいけないというのは国もわかっているようであります。

なぜかという、わかっているというのは、今度の制度改正においても個室化あるいはユニットケア化を、先ほど福祉事務所長が言ったように70%まで、平成26年ですね、今平成17年ですから約9年後、10年後には70%まで引き上げたいという数値目標みたいなものも出しているわけでありますので、その場合には、そういう改築をする場合には、地域で介護をするということですから、地域介護福祉空間整備等交付金という制度ができたということでありますので、この内容をよく吟味して、これらの交付金も活用しながら順次やはり国、県と一緒に進めていかなければいけないのではないかとこのように思っているところであります。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 ちょっと勉強会みたいな質問になってしまって恐縮していますが、時間が無いからこれでやめますけれども、ぜひ私は、9年後とおっしゃいますが、それまで待ってられないところもあるわけですし、そこはぜひ意を用いていただきたいし、働きかけをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

建設課長には大変申しわけありませんが、別な機会にというふうにさせていただいて質問を終わります。

○小関勝助委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第64号 平成17年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○小関勝助委員長 まず、議案第64号の1件について、ご質疑ございませんか。

6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 64号の、ページ数でいきますと7ページ、2項徴税费1目税務総務費、これと、65号に飛躍するわけでありましてけれども、関連ですけれども、国保の4ページの長井市委託徴収員の報酬というようなことではありません。これにおきましては、国保においては143万2,000円、また64号の税務総務費においては145万円ですか。トータルで288万2,000円と、こんなことでよろしいのでしょうか。税務課長をお願いします。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

議案第64号、一般会計の補正予算でございますけれども、臨時職員の賃金というふうになっております。これは、今年度は固定資産税の評価がえをしている年でございます。また、固定資産税のシステムの入れかえをしております。今のところ、システムの入れかえに伴いましてこれまで管理してまいりました一棟カード等の番号の振り直しという作業が必要であるということがわかってまいりましたので、この予算につきましてはそれに伴います臨時の職員の賃金でございます。

議案第65号、国民健康保険に関する嘱託徴収員でございますけれども、これは市民課の方と一緒に対応させていただいておりますが、国民健康保険税の収納率向上のための嘱託徴収員1名を設置したいということで予算計上をさせていただいたものでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 そうしますと、まるっきり関係はないというふうなことじゃなくてある程度関係は……、関係ないんですか、ない。ないと。それでは、ちょっと違いますので、また国保の65号でお聞きしたいので。わかりました、その辺はちょっと勇み足というふうなことで。

○小関勝助委員長 ほかにご質疑ございませんか。11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 7ページの民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、社会福祉協議会運営費補助金515万8,000円についてお伺いをします。福祉事務所長をお願いします。

これは、6月で一般質問をした際に申し上げました、社会福祉協議会に移管をされたはなぞの保育園への職員派遣が4人から6人というふうになったことに伴う、新たな2人分の給与費等の差額分の措置というふうになるんだと思いますが、6月お聞きした際は、計画、余りしゃべりたくないんですけれども、当初計画から2人ふえて、それがしかし私どもには何ら報告も